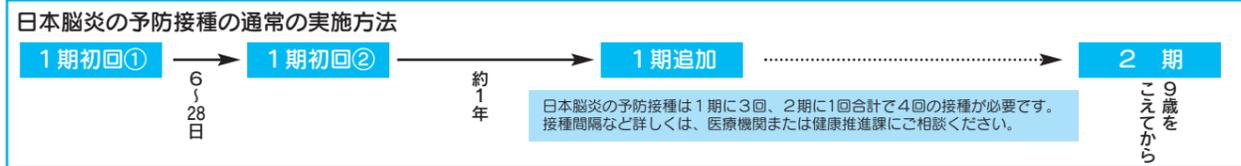


## 日本脳炎予防接種の接種機会が拡大しました

【予防接種法に基づく定期予防接種】

●平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人は20歳未満までに未接種分を接種できるようになりました。



◇1期接種を一度も接種していない場合・・・1期初回：6日から28日までの間隔をおいて2回接種  
1期追加：1期初回2回目終了後、約1年後に1回接種  
2期：1回接種（9歳をこえてから接種します。）

◇合計4回の接種を受けていない場合・・・接種不足分を続きから接種

◇合計4回の接種を受けている場合・・・接種不要

※母子手帳で接種歴を確認してください。

※接種回数が規定の回数（4回）を超える場合は、任意接種となり全額自己負担になります。接種歴が不明の場合は、健康推進課までお問合せください。

## 麻しんが流行しています！

## 対象者は今すぐに麻しん・風しんワクチン接種を受けましょう！

- 対象者 1期：満1歳～2歳未満  
2期：幼稚園・保育園の年長（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ）  
3期：中学1年生（平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ）  
4期：高校3年生（平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ）

※4期の対象者は高校3年生ですが、やむを得ない理由で接種を希望される場合は、高校2年生時に接種できます（事前手続きが必要）。詳しくは、健康推進課までお問合せください。

☎健康推進課（☎65-7779）

## JAドックの健診費用を助成します

8月から実施されるレーク伊吹農協JAドック、12月に実施される北びわこ農協JAドックの健診費用を助成します。この機会に健診を受けてみてはいかがでしょうか。

【対象】次の項目すべてに当てはまる人

- 市の国民健康保険に加入している
- 保険料の滞納がない
- 40歳以上75歳未満
- 特定健診を受診していない

【手続方法】国民健康保険証をご持参のうえ事前に市役所で申請してください。

※健診の内容やJAドック自体の申込みはレーク伊吹農協（☎52-6533）

または北びわこ農協（☎78-2415）での手続きとなります。

※JAドックを受診された後での助成申請は受付られません。必ず事前に申請をお願いします。

【締切り】レーク伊吹農協JAドック 8月15日(月) 北びわこ農協JAドック 11月15日(火)

【助成後の自己負担額】JAドック健診 5,600円 JAミニドック健診 2,600円

※定員になり次第、締切ります。

※他のドックの助成受付は6月で終了しています。

☎保険医療課（☎65-6512）、各支所福祉生活課



## 湖北病院にコンタクトレンズ外来を開設しました

湖北病院では、6月11日(土)からコンタクトレンズ外来を開設しています。コンタクトレンズの正しい利用のため、目の健康を守るため、ぜひご利用ください。

【診療日】第2・第4土曜日（祝・祭日および年末年始は除く）

【診療時間】14時から

【受付時間】来院受付：12時から15時30分まで

電話受付：12時30分から15時まで

【電話予約】☎82-6489

☎湖北病院管理課（☎82-6143）



## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 平成23年度の保険料の額を7月中旬にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の人に、平成23年度の1年間の保険料の額や、支払方法についての通知書を、7月中旬に郵便でお送りします。

●保険料の計算のもとになるのは

平成23年度の保険料は、平成22年中の所得にもとづいて計算します。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



### 8月1日から有効の新しい被保険者証を7月中旬にお送りします

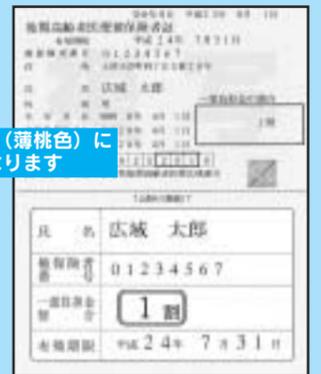
新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる人全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

平成23年8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください（有効期限をお確かめください）。



### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは入院時、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「限度額認定証」という。）を提示すると、食事代が減額されたり、入院費にかかる窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。

●対象となる人は

後期高齢者医療制度の被保険者の人で、平成23年度の住民税が世帯全員非課税の人（課税世帯の人は交付対象外です。）

●手続き方法は

平成23年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの人で、平成23年8月以降も該当する人には、新しい被保険者証に同封して郵送いたします（申請手続きは不要です。）

●対象となる人で限度額認定証をお持ちでない人は

被保険者証と印鑑（認印で可）をご持参のうえ申請してください。

### 注意！ 公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を！

- 高齢者を狙った還付金等詐欺が、全国各地で多数発生しています。
- 滋賀県内においても、後期高齢者医療制度の被保険者宅に還付金等に関する不審な電話があったとの報告が、昨年末以降、複数寄せられています。
- 手口はいずれも、厚生労働省、県、市町や広域連合などの職員を装い、電話をかけた後訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

市町や広域連合などの公的機関が、  
・金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、  
・ATM（現金自動払出機）を操作するよう指示することはありません！

「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談したり、警察、保険医療課または広域連合へご連絡ください。

☎保険医療課（☎65-6527）、各支所福祉生活課、滋賀県後期高齢者医療広域連合（☎077-522-3013 ホームページhttp://www.shigakouiki.jp/）